

概要版

第3期 豊明市 子ども・子育て支援事業計画

2025年度～2029年度

未来へつなぐ しあわせな子どもが育つまち
とよあけ



豊明市

取り組む施策（施策体系）

基本目標
1

子どもの権利が尊重され、心豊かな子どもが育まれる

- 1 子どもの権利の尊重
- 2 より良い育ちのための教育や活動の充実
- 3 多様な子どもへの支援の充実

基本目標
2

安心して妊娠・出産・子育てができる

- 1 切れ目のない支援の充実
- 2 幼児教育・保育の充実
- 3 育児における経済的支援の充実
- 4 ひとり親家庭への支援の充実

基本目標
3

みんなで子育て家庭を応援する

- 1 共働き・共育での推進
- 2 地域における子育て支援の充実
- 3 安全安心なまちの整備

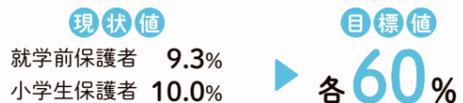
基本的な視点

子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長をまち全体で支えていく

- これまで推進してきた子ども・子育て支援施策を踏まえ、ともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、改めて「子どもの視点」に立った各種施策を推進していきます。
- すべての子どもが個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されるよう、取組を推進します。

成果指標

「こども基本法」の内容を知っている市民の割合



豊明市において「子どもの権利」が十分に尊重されていると思う市民の割合



豊明市は子育てしやすいまちだと思う市民の割合



豊明市において、結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていくと思う市民の割合



主に行う取組

子どもの権利の意識啓発

- すべての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利条例を制定し、子どもの権利保障を明文化します。
- 小中学校や児童館の活動において、子どもの思いや意見の反映に努めます。
- 子どもの意見を市の施策に取り入れる場として、中学校で設けている「市長と話そう会」を継続し、小学校においても希望に応じて設けます。

子どもの居場所づくりや不登校などへの支援の充実

- 各中学校に「校内フリースクール」を設置し、心理的な要因等により教室に入れない状態にある生徒等に対し、社会的な自立に資するための支援を行います。
- 不登校の児童生徒やその保護者のニーズ等に対応するため、包括的支援を進める心理士を雇用し、自立に向けた支援体制を整えます。

妊娠・出産・子育てを支援する体制の充実

- 子育て支援課内の「こども家庭センター」において、市内すべての子ども及びその家庭並びに妊産婦等を対象とした児童福祉と母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を関係機関と連携して実施します。
- 保護者とともに子どもの育ちを支えていくため、保育所等に通っていない0歳6か月から2歳までの子どもを対象に、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施します。

多様な教育・保育の提供

- 多様化する保育内容に対するニーズに対応するため、保護者が多様な選択肢からサービス等を選択できるよう、幼稚園の認定こども園への移行を支援します。

子育てと仕事の両立のための意識啓発

- 市が推進する「子連れ出勤」について、市域全体への波及効果を高め、子どもと子育て家庭に温かい地域づくりの気運醸成を図るため、モデル的に子連れ出勤を実施する市内事業所による普及啓発を推進します。

子育て中の保護者同士の交流

- 市南部地域のひまわり児童館内に市内2か所目の子育て支援センターを開設し、共生交流プラザカラット内の子育て支援センターとともに、地域子育て支援拠点として子育てに関する各種相談のほか、保護者同士の交流の場づくりを推進します。

? 「子どもの権利」とは

差別の禁止
(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済的状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存の発達に対する権利
(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが保障されます。



子どもの意見の尊重
(子どもが意味のある参加ができること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



第3期子ども・子育て支援事業計画について

計画策定の趣旨

豊明市では、2015年3月に「豊明市次世代育成支援行動計画とよあけキッズしあわせプラン」を内包する計画として「豊明市子ども・子育て支援事業計画」、2020年3月には「第2期豊明市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業における「量」の確保と「質」の向上に取り組んできました。

国では、すべての子ども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指した取組が進められています。

このたび、第2期計画の計画期間が2025年3月で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子ども・子育てを取り巻く状況、第2期計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的として、「第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

計画の期間

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第2期豊明市子ども・子育て支援事業計画					第3期豊明市子ども・子育て支援事業計画				

こどもまんなか社会に向けた国の政策動向

こども基本法の制定

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が制定されました。すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映などについて定められました。

子ども・子育て支援法等の一部改正

2023年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めることが定められました。